

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年11月10日 07時20分ごろ
発生場所	北海道浦河町浦河港 浦河港北内防波堤灯台から真方位091°356m付近 (概位 北緯42°09.8′ 東経142°46.3′)
事故の概要	漁船第18宝成丸は、係留中、火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年11月12日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第18宝成丸、14.79トン
船舶番号、船舶所有者等	HK2-21869（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室等に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、岸壁に左舷着けしていた僚船の右舷に横付けして係留中、主機を中立運転のまま主機で発電した電力を船内に供給し、ストーブ等の家電製品を使用していた。</p> <p>操舵室にいた船長は、甲板員から機関室から煙が出ている旨の報告を受けて機関室に向かい、同室の出入口ドアを開放したところ、電気配線の被覆が燃えたような臭いがした。</p> <p>船長は、主機の運転を止め、同室に備えてあった持運び式粉末消火器を使用して消火作業を行おうとしたものの、黒煙が激しく噴出したので、同室に入るのは危険と判断し、消火作業を断念した。</p> <p>火災に気付いた複数人の目撃者等は、僚船等への延焼を防ぐ目的で、僚船に繋がれていた本船の係留索を外して引っ張り、本船を隣の空き岸壁に移動した。</p> <p>船長及び甲板員は、火勢が強くなってきたので後部甲板に退避し、本船が隣の岸壁に移動した後、陸に避難した。</p> <p>本船は、地元の消防署及び海上保安庁により消火作業が行われ、火災が鎮火した。</p> <p>本船は、本事故後、地元の消防署等による調査が実施され、機関室に設置された分電盤内の配線に短絡痕が認められた。</p> <p>船長は、昭和53年に進水した本船を平成元年に中古船として購入した後、機関室内に敷設された電気配線を本事故発生当時まで約30年継続使用していたものの、平成30年に絶縁抵抗試験を行って電路</p>

	に絶縁低下がないことを確認していた。
<b>分析</b>	本船は、係留中、機関室に設置された分電盤の配線が約30年継続使用されている状態で、主機を中立運転として船内に電気を供給していたところ、経年劣化した分電盤の電線が短絡したことから、同電線の被覆が燃え、付近の配線等の可燃物に引火し、延焼したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、係留中、機関室に設置された分電盤の配線が約30年継続使用されている状態で、主機を中立運転として船内に電気を供給していたところ、経年劣化した分電盤の電線が短絡したため、同電線の被覆が燃え、付近の配線等の可燃物に引火し、延焼したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、機関室等の電気配線を定期的に点検し、経年劣化の状態を考慮して計画的に交換すること。</li> <li>・ 運輸安全委員会ダイジェスト（2020年12月発行）の「遊漁船・漁船の機関故障関連事故等の分析」、一般社団法人日本船舶電装協会が発行する「小型漁船の電気系統の点検・整備マニュアル」等を参考とすること。</li> </ul>